

平成 29 年 8 月 4 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

キャッシュカードによるお振込の利用制限について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）では、平成 29 年 10 月 2 日（月）より、一部の個人のお客さまを対象にキャッシュカードによる A T M でのお振込を制限させていただきますので、お知らせいたします。

この利用制限は、普段 A T M を利用されることが少ない方を狙った還付金詐欺や振り込め詐欺等の被害が後を絶たないことから、詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切なご預金をお守りすることを目的として実施するものです。

一部のお客さまにはご不便をおかけすると存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限開始日

平成 29 年 10 月 2 日（月）

2. 対象となるお客さま

以下の条件を両方とも満たす個人のお客さまが対象となります。

(1) 70 歳以上のお客さま

(2) 過去 1 年以内にキャッシュカードによる A T M でのお振込がないお客さま

3. 利用制限の内容

対象となるお客さまのキャッシュカードによる A T M でのお振込ができなくなります。

※キャッシュカードによる A T M でのお預入れやお引出しについては、従来どおりご利用いただけます。

4. その他

対象となるお客さまのうち、キャッシュカードによる A T M でのお振込を希望されるお客さまは、当行本支店の窓口にお申し出ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
事務統括部（北中）・経営統括部（高橋）
TEL 0857-37-0342・0260